

# 戸籍の窓

平成25年2月届出分

敬称略  
※「戸籍の窓」は届出人から掲載希望の確認をとり掲載しています。希望しない場合は掲載していません。

## ご結婚おめでとう

行政区	氏名	どちらから
荒町下	西條 剛	たけし
	菅原 ゆきえ	(仙台市宮城野区)
伊里前上	佐藤 仁美	ひとみ
	及川 潤峰	(気仙沼市)

## お誕生おめでとう

行政区	なまえ	保護者
西戸上	星 孝大	(幸垂・彩)
小森	三浦 佳純	(勲・純子)
西田	菅原 楓	(浩太・志乃)
八区	渡邊 そら	(隆史・千穂)

## お悔やみ (年齢は満年齢)

行政区	氏名	年齢
在郷上	小野寺 長記	69歳
波伝谷下	後藤 まさ子	86歳
大久保	及川 松太郎	78歳
十のー	高橋 アツミ	97歳
十のー	渡邊 長平	84歳
新井田	佐藤 よし子	90歳
二区	山内 秀一	79歳
十区	阿部 芳美	87歳
伊里前上	佐藤 あい子	88歳
泊浜	岩石 洋輝	81歳
泊浜	阿部 良子	83歳
名足	阿部 榮一	82歳
石浜	佐藤 はるみ	95歳
田の浦	佐藤 たけの	77歳

## お詫びと訂正

先月号の戸籍の窓に掲載した内容に誤りがありました。次のとおり訂正しお詫び申し上げます。

お誕生おめでとう  
誤) 三区 阿部冬鈴 雄一・留美子  
正) 三区 阿部冬鈴 剛・留美子

## 人口のうごき

2月末現在	男	女	計	世帯数	出生	死亡
7,432	7,715	15,147	4,847	5	16	
前月比	-11	-12	-23	+3	±0	+2

## 情報コーナー

### 退職後の国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に国民年金の手続が必要となりますのでご注意ください。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

**国民年金の第1号被保険者となる場合**  
60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、住所を登録している市町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

提出期限は退職日の翌日から14日以内で、本人または世帯主が提出します。第1号被保険者の保険料は月額15,040円(平成25年度)です。

保険料については、あらかじめ一定期間分(原則として半年または1年間)の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度(早割制度)があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

**国民年金の第3号被保険者となる場合**  
厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年

金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

収入確認のための書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。

また、年金手帳または基礎年金番号通知書は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主(健康保険組合の場合は組合)経由で提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

**国民年金の任意加入被保険者となる場合**  
60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、任意加入被保険者(特例任意加入被保険者)となることができます。

任意加入の手続は、住所登録している市町村役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行ってください。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

**問** 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## 今月の税

軽自動車税……………第1期  
国民健康保険税(普通徴収)第1期  
納付書での納付は 4月30日(火)まで  
口座振替日は 4月25日(木)です

忘れないよう、早めに準備しましょう。

## 米寿の顔

※このコーナーでは、町から敬老祝いが贈られた方々を紹介いたします。(南三陸町敬老祝い金条例に基づき、満87歳(数え88歳)の誕生日を迎えた方々が対象です。)

⑨津の宮 澤田かつよ さん (大正15年2月7日)	⑨押館 阿部もよみ さん (大正15年2月10日)	⑨本浜町 遠藤みほ子 さん (大正15年2月11日)	⑨塩入 菅原ハルミ さん (大正15年2月12日)	⑨伊里前 島山しめこ さん (大正15年2月20日)	⑨坂本 芳賀せつ子 さん (大正15年2月25日)

## 4月 無料相談

相談項目	日 時	場所・相談内容など	連絡先	
何でも健康相談	9日(火) ~25日(木)	10:00~11:30	以下の仮設住宅団地集会所等 9日(火) 柘沢 10日(水) 横山幼稚園跡地 12日(金) 志津川高校 16日(火) 桜沢 19日(金) 港 24日(水) 神割崎キャンプ場 25日(木) 荒砥2期	志津川保健センター ☎46-5113
金融相談会	10日(水)	10:00~15:00	南三陸商工会(福興名店街)	南三陸商工会 ☎46-3366
アルコール相談	16日(火)	13:00~16:00	飲酒のことでお悩みの方々の相談受付 相談員:東北会病院 大和田相談員 志津川保健センター 予約期限:10日(水)	志津川保健センター ☎46-5113
聴覚障害者相談会(みみサポサロン)	16日(火)	10:30~14:30	聴覚障害をお持ちの方、ご家族、関係者の方々への情報提供や個別相談受付 場所:志津川保健センター	みみサポみやぎ ☎022-349-9605 FAX 022-349-9606
不動産無料相談会	17日(水) 24日(水)	10:00~15:00	不動産鑑定士による価格や売買等相談受付 場所:役場庁舎2階小会議室 予約期限:開催日の前日正午まで	(社)宮城県不動産鑑定士協会事務局 ☎022-265-7641
妊婦相談・赤ちゃん相談	月曜日	13:00~17:00	志津川保健センター	志津川保健センター ☎46-5113
食生活相談	第2・第4月曜日	13:00~17:00	志津川保健センター	志津川保健センター ☎46-5113
生活相談	第2・第4木曜日	10:00~15:00	保健福祉課相談室 生活する上での困りごとなどの相談	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	①第2・第4木曜日 ②第3火曜日	10:00~15:00	①保健福祉課相談室 ②歌津総合支所2階会議室	保健福祉課☎46-2601 町民福祉課☎36-3921
求職・求人相談	月・水・金曜日	9:00~16:00	役場庁舎1階	職業紹介センター ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日	9:00~15:00	役場庁舎1階	消費生活相談所 ☎29-6215
ハローワーク職業相談会	火曜日	11:00~15:00	ベイサイドアリーナ	ハローワーク気仙沼 ☎41-6720

※各種相談日のうち祝日は休みとなります。